

平成30年5月9日

金融円滑化への取組状況について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」の施行以降、金融円滑化に関する当行の方針を制定するとともに、行内の体制整備を進め、お客様からのお借入および返済条件の変更等にかかるご相談に積極的に取り組んでまいりました。また、同法が終了した平成25年3月31日以降もお客様からのご要望等に対しましては、変わらぬ対応で臨んでおります。

今般、中小企業金融円滑化法の施行日（平成21年12月4日）から平成30年3月31日までにおける金融円滑化への取組状況についてとりまとめましたので、お知らせいたします。

当行は、今後も「地域共栄」の経営理念のもと、地域の発展に貢献するため、円滑な金融仲介機能の発揮を経営の最重要課題と位置づけ、継続して地域の金融円滑化に向け積極的に取り組んでまいります。

（以 上）

第1 金融円滑化に関する方針の概要

当行は、これまでも、「地域共栄」の経営理念のもと、地域の発展に貢献するため、円滑な金融仲介機能の発揮を経営の最重要課題と位置づけ、地域密着型金融の推進に積極的に取り組んでまいりましたが、より適切にお客様からのご相談等に対応するため、「金融円滑化に関する当行の方針」を定め、金融円滑化の推進に向けた取組みを一層強化してまいります。

「金融円滑化に関する当行の方針」

（金融円滑化管理方針）

秋田銀行は、金融機関の社会的責任を十分に認識し、お客様への円滑な資金供給およびお客様支援の一層の強化のため、次の事項を遵守します。

- 1 中小企業のお客様への新たなご融資につきましては、お客様の特性およびその事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟にその資金需要に対応するよう努めます。
- 2 中小企業のお客様や住宅ローンをご利用のお客様から返済条件の変更等に関する申込みがあった場合、お客様の状況を十分にふまえたうえで、できる限り必要な措置をとるよう努めます。
- 3 お客様に対して、経営相談、経営指導および経営改善に関する支援を適切に行うため、お客様の事業価値を見極めるための能力向上に努めます。
- 4 与信取引（貸付契約およびこれにともなう担保・保証契約）につきましては、お客様のご理解と納得を得られるよう、法令等に従い適切かつ十分な説明を行うよう努めます。
- 5 お客様からの与信取引に関するご相談や苦情等につきましては、お客様のご理解と信頼を得られるよう、適切かつ十分に対応します。
- 6 金融円滑化を実効性のあるものとするため、必要な措置を講じるとともに組織体制を整備し、金融円滑化の実施状況等について法令等に基づき適切に開示します。

(中小企業のお客様からのお申込みへの対応)

- 1 返済条件の変更等に関するご相談・申込みがあった場合、事業の改善の見通し等を重視のうえ、できる限りお客様のご要望に沿った返済条件の変更を行うなど適切に対応するよう努めます。
- 2 返済条件の変更等に関するご相談・申込みへの対応を通じ、お客様の本質的な経営課題を適切に把握・分析し、事業の改善の見通し等を見極めたうえで、適時に最適なソリューションを提案いたします。あわせて、経営課題を相互に認識のうえ、ソリューションの実行に向けた改善計画等の策定も支援するとともに、計画を策定した場合には、進捗状況の把握に努め、必要に応じて助言等を行います。
- 3 新たなご融資および返済条件の変更等に関するご相談・申込みがあった場合、お客様のご理解を得るよう適切かつ丁寧な説明を行います。また、ご要望に沿えない場合には、これまでのお客様とのお取引等を踏まえ、ご要望に沿えない理由について、できる限り迅速、具体的かつ丁寧な説明を行います。
- 4 返済条件の変更等に関する申込みにあたり、お客様が他の金融機関、信用保証協会等とお取引がある場合、お客様の同意を得たうえで、その関係機関と緊密な連携をはかります。
- 5 事業再生ADR解決事業者、株式会社地域経済活性化支援機構等を通じた事業の再生手続に関するご要請等をお受けした場合、事業の改善、再生の見通し等を重視のうえ、できる限り適切に対応します。
- 6 研修の実施等により、お客様の経営実態や成長性および将来性等を適切に見極めることのできる能力の向上に努めます。

(住宅ローンご利用のお客様からのお申込みへの対応)

- 1 返済条件の変更等に関する申込みがあった場合、お客様の将来にわたる無理のないご返済に向けてお客様の財産および収入の状況を十分に勘案し、できる限りお客様のご要望に沿った返済条件の変更を行うなど適切に対応するよう努めます。
- 2 新たなご融資および返済条件の変更等の申込みがあった場合、商品内容や金利変動リスク等の各種リスクについて、できる限り具体的かつ丁寧な説明を行います。また、ご要望に沿えない場合には、これまでのお客様のお取引等を踏まえ、ご要望に沿えない理由について、できる限り迅速、具体的かつ丁寧な説明を行います。

- 3 返済条件の変更等に関する申込みにあたり、お客様が他の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構等とお取引がある場合、お客様の同意を得たうえで、その関係機関と緊密な連携をはかります。

（「経営者保証に関するガイドライン」への適切な対応）

- 1 秋田銀行は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための行内の態勢を整備するとともに、営業店の行員に対しても、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や当行の対応方針等を周知徹底し、お客様からのご相談に真摯に対応してまいります。
- 2 秋田銀行は、お客様の経営状況等を勘案し、お客様の意向も踏まえたうえで、経営者保証を求めない可能性について検討いたします。
- 3 秋田銀行は、お客様から申し出があれば、既にご契約した保証契約についても見直しを検討いたします。
- 4 秋田銀行は、やむを得ず保証履行を求める場合には、お客様の資産状況を勘案したうえで履行請求の範囲を検討いたします。

（注） 「経営者保証に関するガイドライン」とは、経営者保証（中小企業の経営者などによる個人保証）において、合理性が認められる保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表したものです。

（態勢整備）

- 1 全営業店および全パーソナルプラザに金融円滑化相談窓口を設置するとともに「金融円滑化責任者」および「金融円滑化担当者」を配置し、ご返済に関するお客様の様々なご相談にお応えします。
- 2 金融円滑化に関するお客様からの苦情相談には、営業店においては「金融円滑化責任者」が対応し、本部においては営業推進部に「金融円滑化苦情相談窓口」を設置して対応します。
- 3 お客様からの返済条件の変更等の申込みや苦情相談を受け付けた場合には、その内容を記録し、保存します。

- 4 経営改善への支援を行うための専門組織である「審査部企業経営支援室」等において、経営改善支援に関する営業店の指導を強化します。また、「地域サポート部」等において、お客様のニーズに応える各種ソリューション支援を強化します。
- 5 本部内に金融円滑化全体の統括責任者として「金融円滑化統括管理責任者」を配置します。また、金融円滑化管理項目ごとに「金融円滑化管理責任者」を配置し、金融円滑化および金融円滑化管理の状況について定期的に報告を受ける態勢とします。
- 6 常務会は、金融円滑化管理責任者等から金融円滑化および金融円滑化管理の状況についての報告を受け、必要に応じて改善させるとともに、改善状況等の報告を受け、金融円滑化および金融円滑化管理を適切に行う態勢を整備します。

第2 金融円滑化への対応状況を適切に把握するための体制の概要

1 ご相談受付体制の整備

(1) 「金融円滑化相談窓口」の設置

最寄りの営業店でお気軽にご相談いただけるよう全営業店および全パーソナルプラザに金融円滑化相談窓口を設置しております。

	平 日		土曜・日曜日	
	電話	窓口	電話	窓口
新屋支店、御野場支店、秋田東中央支店、外旭川支店、御所野ニュータウン支店を除く営業店	9：00～17：00	9：00～15：00	—	—
新屋支店、御野場支店、秋田東中央支店、外旭川支店	9：00～19：00	9：00～19：00	—	—
御所野ニュータウン支店	9：00～17：00	9：00～15：00	10：00～16：00	10：00～16：00
本店パーソナルプラザ 東中央パーソナルプラザ 大館パーソナルプラザ 能代パーソナルプラザ 大曲パーソナルプラザ 横手パーソナルプラザ 本荘パーソナルプラザ	15：00～19：00	15：00～19：00	10：00～16：00	10：00～16：00

(2) 「専用電話による相談窓口」の設置

専用電話による相談窓口を、本部審査部内および本店パーソナルプラザに開設しております。

＜中小企業のお客様＞

	平 日	土曜・日曜日	電話番号
審 査 部	9：00～17：00	—	018-863-1704
本店パーソナルプラザ	—	10：00～16：00	0120-804-874 (フリーダイヤル)

＜住宅ローンご利用のお客様＞

	平 日	土曜・日曜日	電話番号
本店パーソナルプラザ	9：00～19：00	10：00～16：00	0120-804-874 (フリーダイヤル)

＜震災対応に関するご相談ダイヤル＞

	平 日	土曜・日曜日	電話番号
審 査 部 (ご融資に関するご相談)	9：00～17：00	—	0120-303-242 (フリーダイヤル)
営業推進部お客様サービスセンター (ご融資以外のご相談)	9：00～17：00	—	0120-001-260 (フリーダイヤル)

2 金融円滑化に関する本部・営業店の責任者の配置（平成 21 年 12 月 24 日）

中小企業のお客様からの資金繰り全般に関するご相談・ご要望や、住宅ローンをご利用のお客様からの返済条件の変更等に関するご相談・ご要望に迅速かつ適切に対応していくため、金融円滑化に関する責任者を本部および営業店に配置し、行内態勢の整備をはかっております。

○「金融円滑化に関する責任者（本部・営業店）」の配置

区 分	名 称	担 当 者	役 割
本 部	金融円滑化統括管理責任者	審査部担当役付取締役	・ 金融円滑化全体の統括
	金融円滑化管理責任者	審査部長	・ 事業資金に関する管理 ・ 中小企業のお客様に対する経営支援（経営改善）に関する管理
		営業推進部長	・ 住宅資金に関する管理 ・ 苦情相談受付に関する管理
		地域サポート部長	・ 中小企業のお客様に対する経営支援（ソリューション）に関する管理
営 業 店	金融円滑化責任者	支店長	・ 営業店の統括
	金融円滑化担当者	次長・融資担当役席	・ 営業店の融資相談・苦情相談の窓口

3 返済条件の変更等にかかる案件の適切な管理

- (1) 案件の進捗状況や記録状況等を点検し、適切な管理を行います。また、記録した内容は、法令等に基づき適切に保存します。
- (2) 各営業店の金融円滑化責任者は、案件の申込状況や進捗状況等を定期的にとりまとめ、本部の金融円滑化管理責任者に報告を行います。
- (3) 金融円滑化管理責任者は、各営業店からの報告を取りまとめ、金融円滑化および金融円滑化管理の状況について、定期的に常務会へ報告を行います。
- (4) 常務会は、金融円滑化および金融円滑化管理の状況を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化管理責任者へ改善を実施させるとともに改善状況等の報告を受け、金融円滑化および金融円滑化管理を適切に行う態勢を整備します。

第3 金融円滑化に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- 1 お客様からの苦情相談に迅速かつ適切に対応するため、営業推進部に「金融円滑化苦情相談窓口」を設置するとともに、各営業店においても苦情相談をお受けしております。

○ 金融円滑化苦情相談窓口

設 置 場 所	営業推進部（金融円滑化苦情相談窓口）
電 話 番 号	0120－213－500（フリーダイヤル）
e メールアドレス	enkatsuka@akita - bank. co. jp
受 付 時 間	平日 9：00～17：00

- 2 苦情相談をお受けした場合には、内容の記録を行い、各営業店の金融円滑化責任者が、本部の金融円滑化管理責任者に報告を行います。また、記録した内容は、法令等にもとづき適切に保存します。
- 3 常務会は、金融円滑化管理責任者からの苦情・相談についての報告を受け、必要に応じて、金融円滑化管理責任者へ改善を実施させるとともに改善状況等の報告を受け、金融円滑化および金融円滑化管理を適切に行う態勢を整備します。

第4 お客様の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- 1 お客様の企業力向上、当行の提案力向上、これらによる地域力向上の実現を目指し、営業店と本部が協力し、販路拡大などのビジネスマッチング、新事業展開、海外進出や貿易取引などお客様のニーズに応える各種ソリューション支援を強化します。
- 2 お客様の経営改善計画の策定支援をするとともに、その進捗状況の確認・検証を定期的に行い、計画の見直し等について適切な支援・助言等を行います。
- 3 審査部企業経営支援室において、外部専門家（経営コンサルタント・公認会計士等）と連携し、計画策定にかかる支援を行うとともに、中小企業再生支援協議会等の外部機関の活用による事業再生支援に取り組みます。

「貸付条件の変更等への対応状況」

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	13,884	14,917	15,922	16,866	17,858	18,876	19,837	20,787	21,777	22,807	24,718	26,594	28,482	32,068
うち、実行に係る貸付債権の数	13,327	14,367	15,356	16,293	17,238	18,243	19,232	20,124	21,064	22,140	24,016	25,892	27,761	31,353
うち、謝絶に係る貸付債権の数	260	264	265	270	274	274	274	282	284	291	297	304	313	319
うち、審査中の貸付債権の数	119	103	115	108	136	143	88	128	163	99	112	83	79	57
うち、取下げに係る貸付債権の数	178	183	186	195	210	216	243	253	266	277	293	315	329	339

「貸付条件の変更等への対応状況」

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 3月末	平成28年 9月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,224	1,249	1,280	1,303	1,322	1,342	1,355	1,380	1,397	1,409	1,432	1,475	1,500	1,549	
うち、実行に係る貸付債権の数	794	813	835	855	872	887	899	923	929	944	963	991	1,007	1,041	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	92	92	92	92	92	92	92	93	94	94	94	95	95	99	
うち、審査中の貸付債権の数	11	8	14	8	6	7	5	5	12	5	1	6	9	2	
うち、取下げに係る貸付債権の数	327	336	339	348	352	356	359	359	362	366	374	383	389	407	